

令和6年度 第七回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和6年10月31日（木）

1 開 会

2 議 題

(1) 特定最低賃金の改正決定等について

(2) その他

3 閉 会

令和6年度 第七回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和6年10月31日（木）

- No.1 令和6年度特定最低賃金改正審議結果 …P336
- No.2 茨城県特定最低賃金改正決定に関する専門部会報告書及び答申文（写）
- ・茨城県鉄鋼業最低賃金 …P337
 - ・茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 …P339
 - ・茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・
デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・
同部分品製造業最低賃金 …P341

令和6年度 特定最低賃金改正審議結果

| 項目 件名 | 結審額 結審日 | 公示（予定）日 異議申出締切日 | 官報公示予定日 | 効力発生日 |
|--|---|--------------------------|------------|--------------------|
| 鉄鋼業 | 令第6条5項適用有 1,098円 (+52円) 令和6年10月28日 | 令和6年10月28日 令和6年11月12日 | 令和6年11月26日 | 令和6年12月31日 指定発効 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | 令第6条5項適用有 1,055円 (+50円) 令和6年10月28日 | 令和6年10月28日 令和6年11月12日 | 令和6年11月26日 | 令和6年12月31日 指定発効 |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 | | | | |
| 各種商品小売業 | 令和6年度改正申出なし 茨城県最低賃金額適用（時間額1,005円） | | | |



令和6年10月28日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年9月10日付け茨労発基 0910 第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （1）18歳未満又は65歳以上の者
 - （2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - （3）次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,098円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月31日

写

令和6年10月28日

茨城労働局長

澤口 浩司 殿

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年9月10日付け茨労発基0910第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）まで掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,055円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日



令和6年10月29日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会

部会長 野村 貴広

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月10日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、公益委員が別紙の提示を行い採決したところ、時間額について全会一致の決定が得られなかったため、貴審議会において更に審議されることを希望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| | 公益委員 | 労働者委員 | 使用者委員 |
|-------|-------|-------|-------|
| 部会長 | 野村 貴広 | 阿部 敬二 | 佐藤 栄作 |
| 部会長代理 | 井出 晃哉 | 網代 優次 | 関 武志 |
| | 菅野 雅子 | 小坂 祐之 | 水出 浩司 |

別紙

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務
 - ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,052円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和6年12月31日